

## 高齢者インフルエンザ予防接種の期間は令和3年1月31日まで

今年インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されているため、特に重症化しやすい高齢者を優先的な接種対象者としています。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月間とされていますので、早めに接種しましょう。

対象者	①65歳以上のかた(65歳の誕生日の前日から接種を受けられます。) ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた(医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。)
自己負担額	令和2年12月31日(木)まで 無料(助成額4,270円) 令和3年1月1日(金)～令和3年1月31日(日) 1,200円(助成額3,070円) 接種費用の助成は1回のみ
申込み	①町内で接種希望のかたは、直接医療機関へお申し込みください。 ②町外(秩父郡市内)で接種希望のかたは健康福祉課(窓口⑥)で、接種に必要な書類を配付します。 ③秩父郡市外で接種希望のかたは、下記まで問い合わせください。

**問合せ** 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 中小企業者・小規模事業者に対する固定資産税の軽減

### 1. 概要

中小企業者・小規模事業者に対して、令和3年度に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を、事業収入の減少割合に応じて2分の1またはゼロとします。

### 2. 要件(次の全てに該当すること)

- ①中小事業者等(個人事業主を含む)が自ら所有する事業用家屋または償却資産であること。
- ②事業収入が一定程度減少していること。(連続する3か月が前年比30%以上減少)

### 3. 申告方法

令和3年2月1日(月)までに、専用の申告書を税務課へご提出ください。  
※申告内容について、認定経営革新等支援機関などによる確認(証明)が必要です。  
※申告書様式は、税務課窓口および町ホームページで配付しています。



**問合せ** 税務課 課税担当 ☎62-1461

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 大切に保管してください

11月30日は「年金の日」です!

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

国民年金保険料を納められたかたには、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

控除の対象となるのは、令和2年1月1日から12月31日までに納められた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。またご自身の保険料

だけではなく、ご家族の分も支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

- ・令和2年1月1日から9月30日までの間に納められたかたは、11月上旬に送付予定
- ・令和2年10月1日から12月31日までの間に納められたかたは、令和3年2月上旬に送付予定

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232